

62 山形県災害報告取扱要領

昭和53年5月10日
山形県
改正 昭和 57 年 6 月 28 日
昭和 60 年 1 月 1 日
平成 8 年 5 月 1 日
平成 9 年 10 月 15 日
平成 13 年 9 月 18 日
平成 17 年 4 月 1 日
平成 30 年 3 月 9 日

1 趣 旨

この要領は、市町村長が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条第1項、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）及び山形県災害救助法施行細則（昭和35年県規則第4号）第1条によりなすべき災害報告について、統一した形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）第1の2に定める災害をいう。

3 災害の報告

(1) 報告先

市町村長は、当該市町村の区域において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、被害状況等について、総合支庁長を経由のうえ知事に報告するものとする。

ただし、総合支庁長に報告できない場合にあっては知事に、知事に報告できない場合にあっては内閣総理大臣（総務省消防庁）に、一時的に報告先を変更するものとする。この場合において、連絡がとれるようになった後は、原則どおりに報告するものとする。

(2) 報告の方法

報告の方法は、防災行政無線電話、ファクシミリ等によるものとする。

4 報告の種類等

(1) 報告の種類及び様式

報告の種類及び様式は、次の表のとおりとする。

報告の種類	様 式	摘 要
災 害 速 報	第 1 号	災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した被害(状況)が把握できないとき
災 害 情 報	第 2 号～第 1 3 号	災害が発生したとき
災害中間報告	第 1 4 号	
災害確定報告		

災 害 年 報	第 1 5 号	毎年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの災害による被害の状況について、翌年 1 月 3 1 日現在で明らかになったものとする。
---------	---------	--

(2) 報告の提出期限

報告の提出期限は、次のとおりとする。

ア 災害速報	即時
イ 災害情報	即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次
ウ 災害中間報告	危機管理課が指示するとき以降順次
エ 災害確定報告	応急対策を終了した後 1 0 日以内
オ 災害年報	2 月 1 5 日

5 記入要領

各様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

(1) 人的被害

- ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
- エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

(2) 住家被害

- ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- イ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば 2 世帯とし、寄宿舍、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として 1 世帯とする。
- ウ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 7 0 % 以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 5 0 % 以上に達した程度のものとする。
- エ 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の 2 0 % 以上 7 0 % 未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 2 0 % 以上 5 0 % 未満のものとする。
- オ 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- カ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂

竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

キ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。

オ 「病院」とは、医療法(昭和23年法律第20号)第1条に規定する病院及び診療所とする。

カ 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

キ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

ク 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ケ 「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

コ 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

サ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。

シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

セ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。

ソ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

タ 「電気」とは、災害により停電した戸数とする。

チ 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。

ツ 「水道」「電話」「電気」及び「ガス」について、災害中間報告にあたっては、報告の時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあたっては、被害の最大値を記入するものとする。

テ 「ブロック塀等」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

ト 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

ナ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

ニ 「地すべり」とは、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第1項に規定する現象をいうものとする。

ヌ 「崖くずれ」とは、がけ地の崩壊をいうものとする。

ネ 「土石流」とは、河床勾配が1/20以上の溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。

(5) 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

(6) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。

オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。

カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。

キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。

ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。

ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

コ 「商工建物被害」とは、商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除いた被害額とする。

サ 「鉄道施設被害」とは、鉄道施設の被害とする。

シ 「電信電話施設被害」とは、電信電話施設の被害とする。

ス 「電力施設被害」とは、電力施設の被害とする。

セ この要領において「被害額」とは原則として、施設等被害については、その施設等の再取得価格、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

この要領は、昭和53年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、昭和57年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月9日から施行する。

災 害 速 報 (月 日 時 分現在)	
発信機関及び発信者	
受信機関及び受信者	
災 害 の 原 因	
災害発生(予測)年月日	年 月 日 時
災 害 発 生 場 所	(市、町、村)
災 害 の 概 況 及 び 応 急 対 策 の 状 況	

(注)：被害発生場所を5万分の1の図面に×印で付し(A 4 又はA 3 の部分図、以下の様式も同)併せてファクシミリで送付すること。

人的被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整理 番号	被害の態様	被害発生 の場所	被害発生		被災者氏名 生年月日 被災者住所	被害の原因	備考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 被害の態様の欄には、「5 記入要領」に準じ、死亡、行方不明、重傷、軽傷の別を記入すること。
 2 被害発生場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。
 3 備考の欄には、その他参考となる事項等を記入すること。

様式第3号

住家・非住家被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

1 住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容 (世帯主名) 世帯数 人 数	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

2 非住家被害

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害内容	被害の原因	復 旧		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	

(注) 1 被害の態様の欄には、「5 記入要領」に準じ、全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を記入すること。

2 場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。

3 「1 住家被害」の被害内容の欄には世帯主名、世帯数及び人数を記入すること。

ただし、世帯主名、世帯数及び人数については、後日改めて報告することで構わない。

4 復旧の欄は、床上浸水、床下浸水の場合に記入することとし、見込の場合は見込と記入すること。

5 備考の欄には、住家被害の場合は住民の被害の有無等を、非住家被害の場合は被害が生じた建物名等を記入すること(避難状況については、様式第4号に記入すること)。

住民避難情報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整理 番号	住民避難 の 原因	場 所	避難開始		住民避難 の 内容	避難先	避難解消		備 考
			月	日			月	日	
			時	分			時	分	
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				
					(世帯数) 世帯 (人数) 人				

(注) 1 住民避難の原因の欄には、道路規制、土砂災害（崖くずれ、地すべり、土石流等）、住家被害（全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等）等の別を記入すること。

2 場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。

3 住民避難の内容の欄には、避難した世帯数、人数等も記入すること。

4 避難先の欄には、何々地内、施設名等まで記入すること。

5 避難解消の欄には、見込の場合は見込と記入すること。

6 備考の欄には、避難勧告等の発令、解除を記入すること。

7 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

道路規制情報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整理 番号	路線名 (道路名)	区 間 ・ 場 所	規制理 由	規制開 始		規制内 容	迂回路	規制解 除		備 考
				月	日			月	日	
				時	分			時	分	
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			
							有 無			

(注) 1 道路そのものの被害が生じていなくとも、冠水、事前規制等により、道路が規制されている場合にも記入すること。

2 路線名の欄には、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の別も記入すること。

3 区間・場所の欄には、何々地内等まで記入すること。

4 規制理由の欄には、土砂崩れ、路肩欠所、道路亀裂、落石、冠水、事前規制等の別を記入すること。

5 規制内容の欄には、全面通行止め、片側交互通行、重量制限等の別を記入すること。

6 迂回路の欄には、有無に○をつけ、有に○の場合は具体的な路線名を記入し、無に○の場合は備考の欄に道路不通等による孤立化の状況を記入すること。

7 規制解除の欄には、予定の場合は予定と記入すること。

8 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第6号

河川被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整理 番号	河川名	場所	被害発生		被害内容	数量	備考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 河川名の欄には、一級河川(国管理)、一級河川(県管理)、二級河川、準用河川等の別も記入すること。
2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
3 被害内容の欄には、堤防決壊、護岸欠所、法面欠所等の別を記入すること。
4 数量の欄には、延長(m)、面積(m²)、土量(m³)、等を記入すること。
5 備考の欄には、水防団の出動状況、住民の避難の有無等を記入すること(避難状況については、様式第4号に記入すること)。
6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

土 砂 災 害 情 報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整理 番号	災害の態様	場 所	災 害 発 生		災 害 内 容	住 民 の 避難状況	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 災害の態様の欄には、崖くずれ、地すべり、土石流等の別を記入すること。
- 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
- 3 災害内容の欄には、災害の規模等を記入すること。
- 4 住民の避難状況の欄には、住民の避難の有無等を記入し、避難状況については、様式第4号に記入すること。
- 5 様式第5号に記入した分については除くこと。
- 6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第8号

ライフライン被害情報

報告先：

報告機関名：

No.

平成 年 月 日 () : 現在

整理 番号	ライフライン の種別	場 所	被害発生		被害内容	復旧		備考
			月	日		月	日	
			時	分		時	分	

- (注) 1 ライフラインの種別の欄には、水道、電話、電気等の別を記入すること。
 2 場所の欄には、断水、送電不能、停電等の地域を記入すること。
 3 被害内容の欄には、被害が生じた世帯数等を記入すること。
 4 復旧の欄には、見込の場合は見込と記入すること。
 5 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第9号

その他被害情報（ 関係）

報告先：

報告機関名： No.

平成 年 月 日（ ）： 現在

整理 番号	被害の態様	場 所	被害発生		被害の内容	被害の原因	備 考
			月	日			
			時	分			

- (注) 1 本様式は、農林、鉄道、文教施設の被害等について記入すること。
 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 3 備考の欄には、応急対策の状況等を記入すること。
 4 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

生活救援関係情報

報告先：

報告機関名： No.

平成 年 月 日 () : 現在

整理 番号	避難施設名	場 所	避難 者数	避難者内訳	食料、飲料水、生活必需品等の不足状 況
			人		

(注) 1 避難者内訳の欄には、できる限り男女別に幼児、小人(小学生～20歳未満)、大人(20歳以上～65歳未満)、高齢者(65歳以上)毎に記載すること。

報告先：

報告機関名： No.

平成 年 月 日 () : 現在

病院、診療所等の被害及び受入れ可能状況

整理 番号	病院、診療所名	所在地	被害内容	診察の可否	収容可能人数

- (注) 1 収容可能人数の欄には、総合病院等の場合は診療科目別に重傷者等の受け入れ可能な人数を記載すること。
2 既収容人数を () 内書きで記入すること。

様式第12号

医療救護関係情報Ⅱ

報告先：

報告機関名： No.

人的被害状況

区分	人数 (人)	場 所	これまでの対応	市町村外病院への搬送必要者数及び内訳	備 考
死者	(計)				
行方不明者	(計)				
重傷者	(計)				
軽傷者	(計)				

(注) 1 市町村外病院への搬送必要者については、必要な診療科目別に記載すること。

様式第13号

医療救護関係情報Ⅲ

報告先 :

報告機関名 :

No.

平成 年 月 日 () : 現在

マンパワー及び医薬品等不足状況

整理 番号	場 所	不足するマンパワー		不足する医薬品等の 種 類 及 び 数 量	備 考
		医 師	看護婦等		
		人	人		

- (注) 1 場所については、病院名や救護所名を記載すること。
2 医師については、必要な診療科名を記載すること。